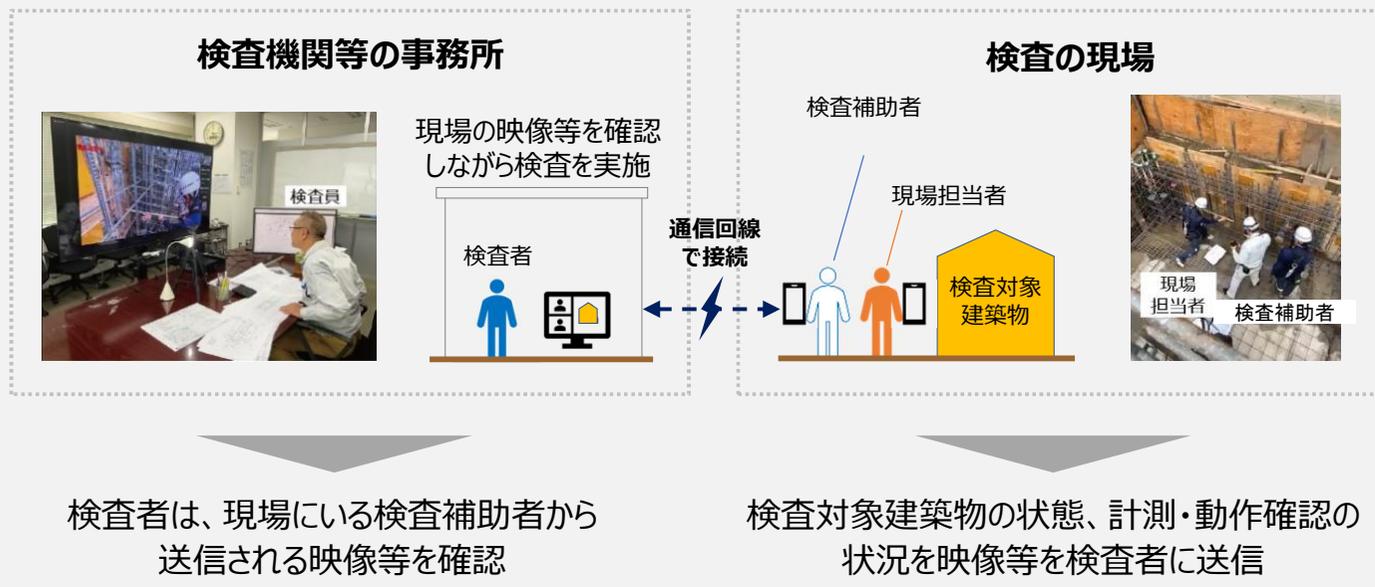


- 生産年齢人口が減少する中で建築物の安全性を担保するため、デジタル技術も活用しつつ、持続可能な審査・検査体制の確保が求められる。
- 建築基準法に基づく完了検査等について、建築主事等がリモートで検査を行うことにより、移動時間の削減や一日当たりの検査箇所数の増等が可能となり、生産性向上や働き方改革に資すると期待される。
- 建築基準法上リモート検査は可能であるが、実施にあたっての基本的な考え方を運用指針として公表することで、実施に向けた環境整備を行う。

<完了検査等のリモート実施のイメージ>



<リモート検査のメリット>

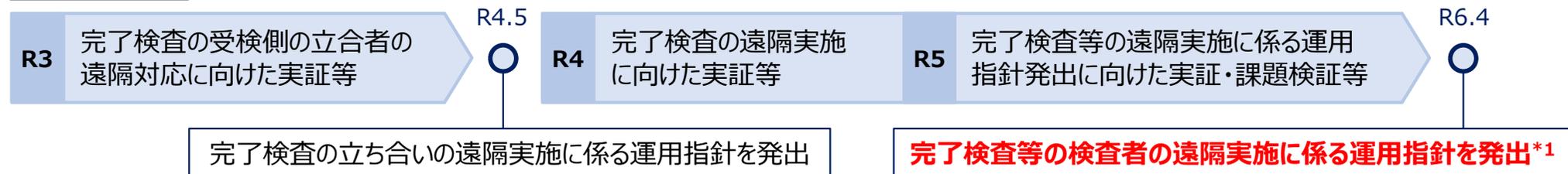
- ・移動時間の削減
- ・1日当たりの検査箇所数の増



- ・在宅での検査も可能に



検討スケジュール



*1：デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日 デジタル臨時行政調査会）にて、令和6年6月までの発出が求められている。